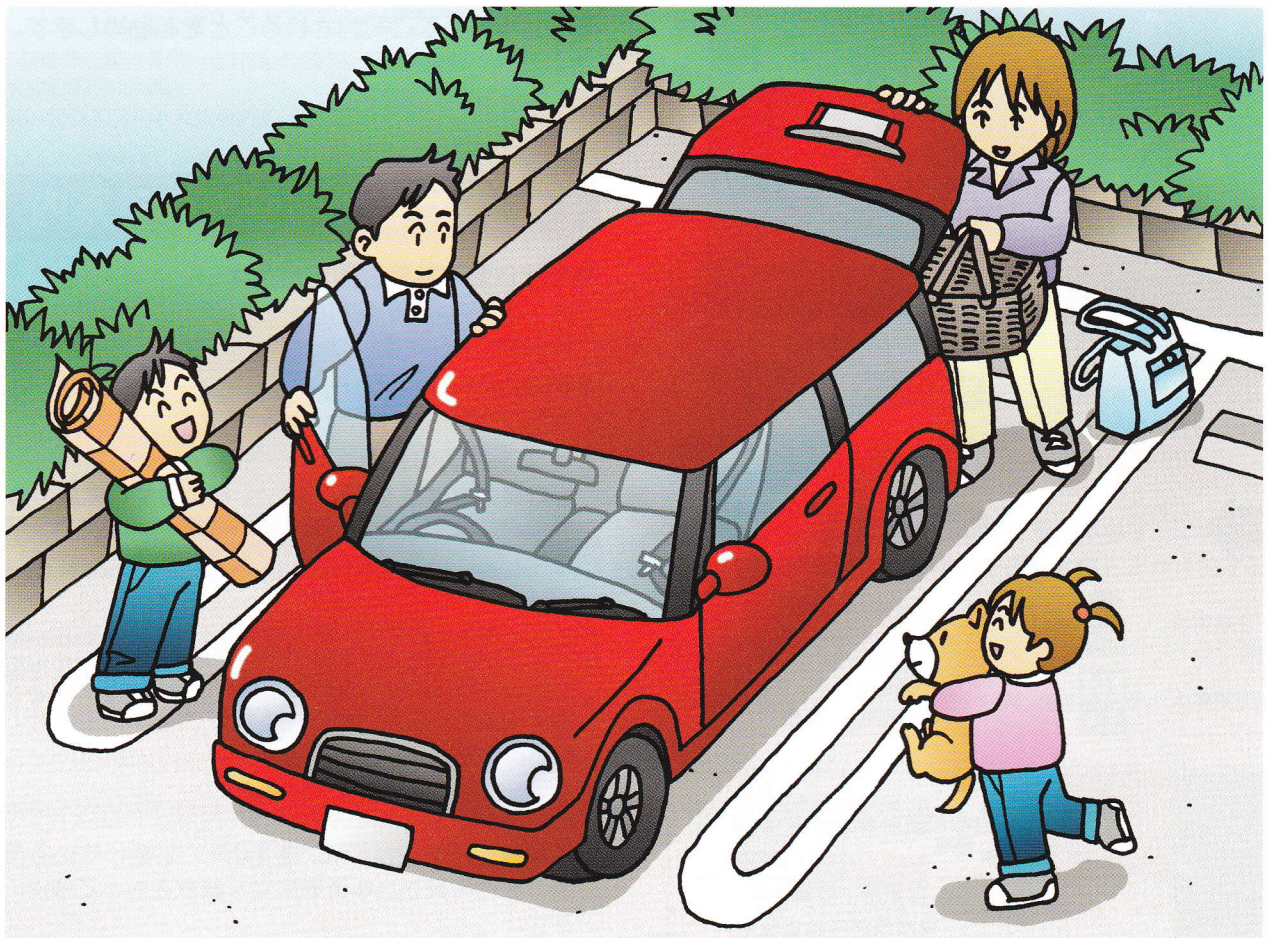


Mutual Aid

あなたと創る…

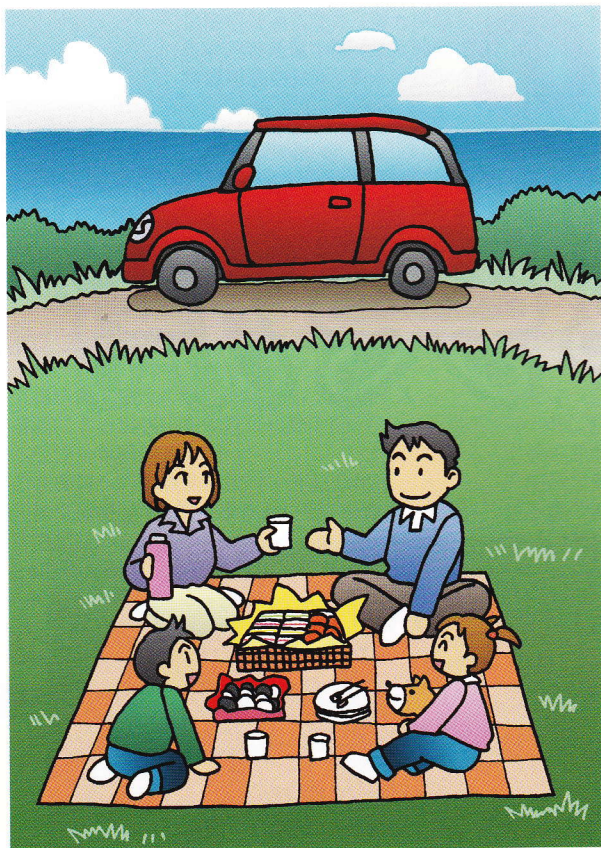
安心の 自動車共済



東北自動車共済協同組合

MUTUAL AID

〔MUTUAL AID：相互扶助〕自動車共済事業は、一人の組合員がすべての組合員のために、また、すべての組合員が一人の組合員のために互いに助けあうという「相互扶助」を理念としています。



本当に必要な補償を選ぶ時代、 だから自動車共済です。

自動車共済は、ご契約の皆様を
自動車事故から守ります。

自動車事故といっても、種々様々なパターンがあり、また、損害（負担）もいろいろ発生します。思いがけない事故損害から自分を守るため、「人身傷害共済」「車両共済」「代車費用」「事故付随費用」「臨時費用」等をセットしてご契約されることをお勧めします。

東北自動車共済のご案内

- 東北自動車共済協同組合とは…
東北経済産業局の認可のもと、昭和49年に設立した自動車共済協同組合です。
- 組合へのご加入は…
1口1,000円の出資金が必要です。
- 自動車共済の利用は…
組合員の方はもちろんのこと、従業員やご家族の方、また、加入資格のない方でも1,000円の員外利用料でご利用できます。

お得な掛け金で大きな安心！

当組合は組合員の相互扶助の精神に基づき事故による経済的損失を補てんするための共済事業で、営利を目的としませんから掛金が大変割安です。

スピーディな事故対応！

事故処理にあたっては、東北6県に配置している自動車共済の専門職員が当事者間に立ち誠意をもって解決にあたります。

安心を結ぶ共済の輪！

全国どこで事故を起こされても安心です。自動車共済の「ネット網」が迅速な事故処理をいたします。当組合をはじめ北海道・関東・中部・西日本の5つの組合が協力し、きめ細かなサービスに努めています。

マークの説明

自動セット 自動的にセットされています。

オプション ご希望によりセットできます。

! 注意事項

! 免責事由

個人 個人契約

法人 法人契約

自家用8車種 自家用8車種に適用されます。

自家用3車種 自家用3車種に適用されます。

二輪+原付 二輪自動車および原動機付自転車に適用されます。

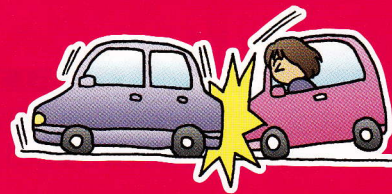
ノンフリート契約

1ご契約者で所有・使用のお車を1台～9台ご契約のお客様に適用されます。

自家用8車種	自家用3車種	自家用乗用車	普通 小型 軽四輪
		自家用小型貨物車	
	自家用軽四輪貨物車		
	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t超2t以下)		
	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)		
		特種用途自動車 (キャンピング車)	

相手への賠償

人にケガをさせたり、他人の車やものを壊してしまったとき



基本補償

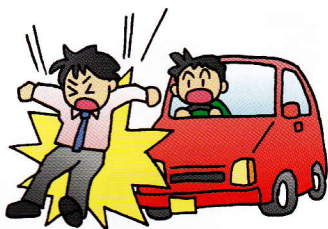
- 対人賠償共済
- 対物賠償共済

特約
(オプション)

- 対物超過修理費用特約

対人賠償共済

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死亡させたり、ケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、被害者1名ごとご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠責共済で支払われる部分を除きます。)



お支払いする共済金の額

損害賠償責任額+費用

自賠責共済(保険)支払額
(強制保険)

〈例〉損害賠償責任額と費用の合計額が3億円、自賠責共済(保険)支払額が3,000万円の場合
3億円-3,000万円=共済金2億7,000万円

※費用とは、次の費用をいいます。

損害の防止軽減のために必要または有益であった費用、他人に損害賠償請求ができる場合、権利の保全または行使に必要な手続きに要する費用、など共済約款で定める費用をいいます。

●対人賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者	被害内容
3億8,281万円	名古屋地裁	会社員(男29歳)	後遺症
3億7,886万円	大阪地裁	会社員(男23歳)	後遺症

示談交渉サービス

対人事故・対物事故ともに、お客さまが加害者となり、相手方から損害賠償請求を受けた場合に、相手方との示談交渉をお引受けします。



賠償金額が明らかにご契約金額を超える場合や相手方が当組合と直接折衝することに同意しない場合または、相手の方の一方的な過失事故で法律上の損害賠償責任が発生しない場合などの際は、示談交渉サービスをご提供できない場合もあります。



◎主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【相手への賠償共済・対物賠償共済】

●日本国外で生じた事故による損害 ●戦争・外国の武力行使・暴動、台風・洪水・高潮、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害 ●当組合以外の方と約定した加重賠償責任により生じた損害 ●ご契約者、被共済者の故意によって生じた損害 ●(対人賠償共済について) 次の①~⑤いずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって、被共済者が被った損害 ①記名被共済者 ②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま ③被共済者の父母、配偶者またはお子さま ④被共済者の業務に従事中の従業員 ⑤被共済者の使用者の業務に従事中の同僚(ただし、被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り) ⑥ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。 ●(対物賠償共済について) 次の①~③いずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被共済者が被った損害 ①記名被共済者 ②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま ③被共済者の父母、配偶者もしくはお子さま など

対物賠償共済

自動車事故により他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。



お支払いする共済金の額

損害賠償責任額+費用

ご契約の免責金額

[3・5・10・15・20万円]または「なし」

〈例〉損害賠償責任額と費用の合計額が1,000万円、ご契約の免責金額が3万円の場合
1,000万円-3万円=共済金997万円

※費用は、対人賠償共済という費用と同じです。

●対物賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故状況	被害物
1億3,580万円	東京地裁	衝突事故	店舗(パチンコ店)
1億2,036万円	福岡地裁	踏切内、電車衝突事故	電車・沿線家屋



対物賠償共済において、航空機の損壊やご契約のお車に積載中の危険物(道路運送車両法の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、同法の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物または毒物および劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。)の火災、爆発または漏えい起因する対物事故に対しては、共済金額または10億円のいずれか低い方を限度に共済金をお支払いします。

オプション

対物超過修理費用特約

対物事故における相手車両の修理費がその車両の時価額を上回る場合で、修理費と時価額の差額をお客さまが負担する場合に補償する特約です。

※「対物超過修理費×過失割合」または50万円のいずれか低い額が限度となります。

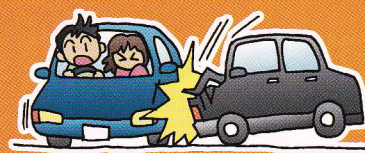
※相手車両が6カ月以内に修理された場合にお支払いいたします。

【共済金支払例】



ご自身とご家族の補償

事故により死亡したり、ケガされたとき



基本
補償

- 人身傷害共済
- 搭乗者傷害共済

特約
(自動セット)

- 無共済車傷害特約
- 自損事故傷害特約

特約
(オプション)

- 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約
- 傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

人身傷害共済

自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中などに死亡したり、ケガされた場合、普通共済約款の損害額算定基準に基づき算出した共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくタイプによって異なります。

◆ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償します。(法人契約を除きます。)

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約車に搭乗中の事故でケガ※3をした	「他の自動車」※2に搭乗中の事故でケガ※3をした	歩行中や、自転車乗車中に自動車にはねられた
一般の人身傷害補償	○	○	○
ご契約車搭乗中のみ補償 (法人契約は自動セットとなります※1)	○	×	×

人身傷害共済をご契約のお客様が自損事故を起こされた場合、お客様に生じた総損害額※4に対し人身傷害共済から、人身傷害共済のご契約金額を限度に共済金をお支払いします。



※人身傷害共済から損害が補償される場合には、自損事故傷害特約から共済金をお支払いできません。

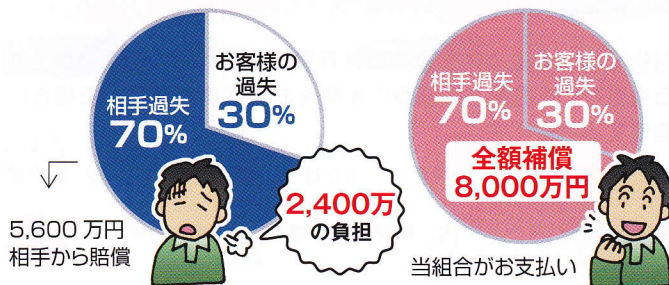
◆当共済組合がご契約者の過失分も含めて補償※5します。

交通事故で負ったケガなどの総損害額※4をご契約金額の範囲内で補償します。

例 事故で相手との過失割合が70：30。
お客様の総損害額が8,000万円だった場合。(ご契約金額は無制限)

人身傷害をセットしていない

人身傷害をセットしている



◆事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がご契約者の総損害額※4に対し直接共済金をお支払いします。



●総損害額の例

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
55歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
45歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
35歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
25歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円

◆次の方々も補償となります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
- ⑤ ①～④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方



- ※1 ご契約者が「個人」の場合は、「傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットすると、ご契約車搭乗中のみ補償となります。
- ※2 他の自動車には記名被共済者、その配偶者またはその同居の親族が所有または常時使用する自動車を含まないなど一定の条件があります。
- ※3 ケガの治療を受ける場合には健康保険などの公的制度をご利用ください。
- ※4 総損害の認定は自動車共済約款にもとづき、当組合で行わせていただきます。
- ※5 労働者災害補償制度から給付が受けられる場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が自動車事故により、事故発生からその日を含めて180日以内に死亡したり、ケガされたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。

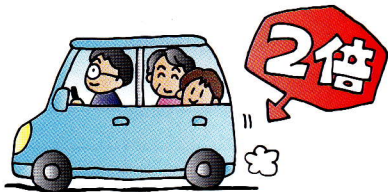
医療共済金 (部位・ 症状別払)	入通院が5日未満 一律1万円	死亡	死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。(ご契約金額限度)
			座席ベルト装着者 特別共済金	シートベルト(チャイルドシートを含む)を使用中の方が死亡された場合にご契約金額の30%(300万円限度)をお支払いします。
	入通院が5日以上 傷害の部位、症状に応じて、「医療共済金支払額基準」に従い共済金をお支払いします。	後遺障害	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合は障害の程度に応じてお支払いします。
			重度後遺障害 特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合、ご契約金額の10%(100万円限度)をお支払いします。
			重度後遺障害 介護費用共済金	(重度後遺障害特別共済金をお支払いする場合)別途、後遺障害共済金支払額の50%(500万円限度)をお支払いします。

例 医療共済金(部位・症状別払)：入通院が5日以上の場合
 ●頭部捻挫の場合…5万円 ●上肢(手指を除く)骨折の場合…30万円など 詳しくは代理所または当組合までお尋ねください。

オプション

搭乗者傷害共済の 医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金(部位・症状別払)の額を2倍してお支払いします。



! ご契約のお車がバスの場合には本特約をセットすることはできません。

対人賠償共済に自動セット

自動セット

無共済車傷害特約

相手方が不明・無共済(無保険)自動車との事故でご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られないときに共済金をお支払いします。



1. 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。ケガのみの場合にはお支払いできません。
2. 記名被共済者が「個人」の場合、歩行中などでの無共済(無保険)自動車事故でも共済金をお支払いします。

! 相手の方が負担すべき損害賠償額についてすでに人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。

! ◎主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【ご自身とご家族の補償(人身傷害共済・搭乗者傷害共済など)】

●日本国外で生じた事故による損害または傷害 ●戦争・外国の武力行使・暴動、台風・洪水・高潮、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害または傷害 ●被共済者の故意または極めて重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害 ●異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中に、その本人に生じた損害または傷害 ●自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害または傷害 ●無免許運転、酒酔い(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。)運転、麻薬等使用により正常な運転ができないおそれがある状態での運転によりその本人に生じた損害または傷害 ●被共済者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた損害または傷害 ●共済金を受け取るべき方の故意または極めて重大な過失によって生じた損害または傷害(その方の受け取るべき金額部分) など

対人賠償共済に自動セット

自動セット

自損事故傷害特約

電柱などとの衝突または崖からの転落など、ご契約のお車の運転者・同乗者が死亡したり、ケガされた場合で、自賠責共済(保険)や人身傷害共済から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。



死亡共済金	死亡された場合に、1,500万円お支払いします。
後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合に、障害の程度に応じて50万～2,000万円をお支払いします。
介護費用共済金	所定の重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、200万円をお支払いします。
医療共済金	入通院した場合に、平常の生活または業務に従事できる程度になおった日までの日数に応じて、次の金額をお支払いします(100万円限度)。 入院日数1日につき6,000円 通院日数1日につき4,000円

! 人身傷害共済をご契約の場合、ご契約のお車の人身傷害共済から総損害額に対して共済金をお支払いします。(自損事故傷害特約から重ねて共済金をお支払いすることはできません。)

お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき

特約
(オプション)

- 事故付随費用特約
- 代車費用特約 (実損払)



基本
補償

- 車両共済

特約
(自動セット)

- 車両価額協定共済特約
- 全損時・修理時諸費用特約
- 二輪・原付盗難対象外特約
- 被共済自動車の盗難に関する代車等費用特約

車両共済

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は次の3タイプからお選びいただけます。

一般車両	偶然な事故全般について補償します。
車対車+危険限定	「車対車衝突危険限定特約」と「車両危険限定特約」をセットし、事故の範囲を限定して補償します。ただし、自動車との衝突・接触事故の場合は、相手自動車とその運転者(または所有者)が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。
車対車	「車対車衝突危険限定特約」をセットし、相手自動車との衝突・接触事故に限り、共済金をお支払いします。ただし、相手自動車とその運転者(または所有者)が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。

共済金をお支払いする損害	車同士の事故 (衝突・接触)	積載物との事故 (衝突・接触)	自転車との事故 (衝突・接触)	飛来物・落下物 との衝突	火災・爆発	盗難
一般車両	○	○	○	○	○	○(二輪・原付を除く)
車対車+危険限定	○(条件付)	○(条件付)	×	○	○	○(二輪・原付を除く)
車対車	○(条件付)	○(条件付)	×	×	×	×

共済金をお支払いする損害	落書・いたづら・ 窓ガラス破損	台風・たつ巻 高潮・こう水	墜落・転落	あて逃げ (相手車不明)	車庫入れ失敗	電柱・ガードレール 衝突・接触
一般車両	○	○	○	○	○	○
車対車+危険限定	○	○	×	×	×	×
車対車	×	×	×	×	×	×

○：補償します ×：補償しません

○(条件付)：事故相手の自動車の登録番号等、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。

自家用8車種の車両共済に自動セット

自家用8車種

自動セット 車両価額協定共済特約

ご契約者様と当組合との間で、契約締結時における市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を共済金額として定めます。共済期間内は、実際の車両時価額に関係なく、協定した車両価額を限度として共済金をお支払いします。



自家用8車種の車両共済に自動セット

自家用8車種

自動セット 全損時・修理時諸費用特約

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に、次の共済金をお支払いします。ただし、ご契約の車両共済のお支払い対象となる事故の場合に限ります。

全損時諸費用共済金

ご契約のお車が全損^{*}となる場合に、ご契約の車両共済金額の10% (40万円限度) をお支払いします。

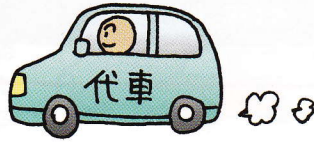
修理時諸費用共済金

全損^{*}以外の場合で、ご契約のお車の損害額(修理費)が50万円以上となるときに、損害額(修理費)の5% (10万円限度)をお支払いします。

^{*}全損とは、ご契約のお車の修理費が共済金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合をいいます。

オプション ▶ 代車費用特約 (実損払)

ご契約のお車が事故により使用不能となり、代替交通手段としてレンタカー等を借入れた場合に、最大30日間、1日あたり共済金日額を限度として実費をお支払いします。

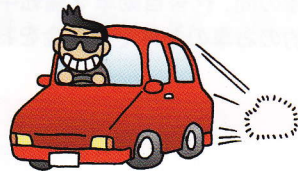


⚠ 代車費用特約 (実損払) および事故付随費用特約は、車両共済にセットする特約とし、特約のみを単独でお引受けすることはできません。また、ご契約の車両共済のお支払い対象となる事故が生じた場合に適用となります。

自動セット ▶

被共済自動車の盗難に関する代車等費用特約

ご契約のお車が盗難により使えなくなった場合に、ご契約者またはご契約のお車の所有者が警察に盗難の届出をされたときに限り、所有者に対し共済金をお支払いします。



⚠ 車両共済を車対車でご契約の場合は、この特約はセットされません。

自動セット ▶

二輪・原付盗難対象外特約

ご契約のお車が、二輪自動車または原付の場合、盗難による損害については車両共済の共済金はお支払いしません。



⚠ ご契約のお車が発見されるまでの間に生じた損害やご契約のお車のトランク内やキャリア等に固定されている動産の盗難によってご契約のお車に生じた損害についても補償となりません。

オプション ▶ 事故付随費用特約

車両事故によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合に、ご契約者等がご負担された費用をお支払いします。

臨時宿泊費用共済金	臨時にホテル等に宿泊した1泊分の費用※1をお支払いします。(1万円/1名)
臨時帰宅・移動費用共済金	事故現場から自宅など当面の目的地への移動の際の交通費※2をお支払いします。(2万円/1名)
搬送・引取費用共済金	ご契約のお車の搬送や、修理後の引取費用※3についてお支払いします。(15万円限度)
キャンセル費用共済金	キャンセルした旅行やコンサートの費用※4を1回の事故につき50万円を限度にお支払いします。



- ⚠
- ※1 飲食費用を含みません。
 - ※2 ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により通常の交通費を超過した金額は含みません。
 - ※3 車両損害共済金でお支払いする、事故現場からもよりの修理工場等に搬送するための費用は含みません。また、盗難にあったお車を引き取るための費用も含みません。
 - ※4 被共済者の死亡した日または入院の開始日からその日を含めて31日以内の期間内に提供されるものに限りま。

⚠ ◎主な免責事由 (共済金をお支払いできない主な場合) 【お車の補償 (車両共済)】

- 日本国外で生じた事故による損害 ●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害 ●ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 ●無免許運転、酒酔い (アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます) 運転、麻薬等使用により正常な運転ができないおそれがある状態での運転により生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●故障損害 ●国または地方公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩擦、腐し、および、その他の自然消耗によって生じた損害 ●取り外された部分品や付属品の損害 ●ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害 ●タイヤの単独損害 (火災・盗難は除きます) ●法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害 など

その他の補償・特約



- 弁護士費用特約
- 原付バイク特約 (人身傷害あり・なし)
- 運転者年齢条件特約
- 運転者家族限定特約
- 運転者本人・配偶者限定特約
- 臨時費用特約

特約
(自動セット)

- 他車運転特約
- 臨時代替自動車特約
- 被共済自動車の入替自動補償特約

特約
(オプション)



記名被共済者について

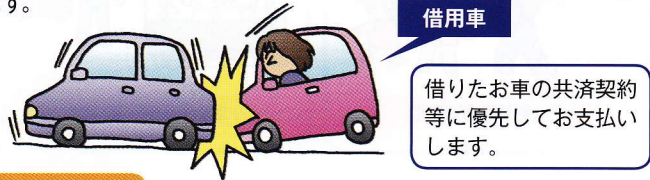
記名被共済者は、ご契約のお車を主に使用される方1名または1法人を設定してください。
 記名被共済者は、対人・対物賠償共済や人身傷害共済など補償を受けられる方の範囲を決定したり、特約をセットするうえでとても重要な事項です。
 また共済期間の途中でお子様が独立し別居するなどお車を主に使用される方が変更となる場合は必ず代理所または当組合にご通知ください。

個人 自家用8車種

法人

自動セット 他車運転特約

記名被共済者とそのご家族※1が他人の自動車※2を臨時に借用して運転中に生じた事故に対し、ご契約者の自動車共済からご契約者のお車を運転中の事故と同様のご契約条件で共済金をお支払いします。



対象となる共済

- 対人賠償共済 ● 対物賠償共済 ● 自損事故傷害特約
- 臨時費用特約 ● 車両共済※3



- ※1 「ご家族」とは、記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)をいいます。
- ※2 「他人の車」とは、次のいずれにも該当しない自家用8車種の自動車をいいます。
 - ① 記名被共済者・記名被共済者の配偶者・記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が、所有または常時使用する自動車
 - ② 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子(婚姻歴のない方)(以下「当該未婚の子」)が、所有または常時使用する車を当該未婚の子が自ら運転中の場合はその自動車
- ※3 他人のお車の損害はご契約のお車に車両共済がセットされている場合のみ、補償されます。ただし、ご契約のお車の補償範囲に限りです。

個人 自家用8車種 ノンフリート契約

オプション 原付バイク特約

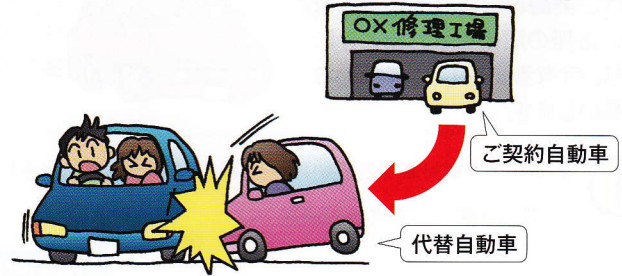
記名被共済者とそのご家族が125cc以下の原付(借用原付含む)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済から共済金をお支払いします。補償される事故の範囲は2タイプからお選びいただけます。



原付バイク特約	人身傷害あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 対人賠償共済金 ● 対物賠償共済金 ● 人身傷害共済金 ● 自損事故共済金
	人身傷害なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 対人賠償共済金 ● 対物賠償共済金 ● 自損事故共済金

自動セット 臨時代替自動車特約

ご契約のお車を車検・修理・点検整備等のため修理工場等に入庫の間、代替自動車を運転中に生じた傷害・損害に対し、ご契約のお車の条件で共済金をお支払いします。



対象となる共済

- 対人賠償共済 ● 対物賠償共済 ● 車両共済
- 人身傷害共済 ● 搭乗者傷害共済 ● 自損事故傷害特約
- 無共済車傷害特約 ● 臨時費用特約



臨時代替自動車の損害はご契約のお車に車両共済がセットされている場合のみ、補償されます。ただし、ご契約のお車の補償範囲に限りです。

オプション 弁護士費用特約

当組合がお客様に代わって示談交渉ができないときなどにお役に立ちます。被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けた場合、損害賠償のために弁護士等費用や法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。



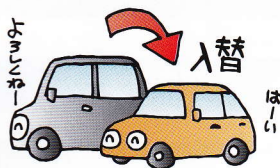
弁護士等費用共済金

当組合の同意を得て支出される弁護士報酬・司法書士報酬・行政書士報酬や訴訟費用等について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり300万円を限度にお支払いします。

法律相談費用共済金

弁護士・司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、当組合の同意を得て支出される法律相談費用について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり10万円を限度としてお支払いします。

ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に当組合へ入替の承認請求を行うなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなします。



運転者年齢条件特約

お車を運転中の事故で、運転者の年齢条件を満たす年齢の方が運転する場合に限り共済金をお支払いします。

- ① 運転者年齢21歳以上補償
- ② 運転者年齢26歳以上補償 (原付除く)
- ③ 運転者年齢30歳以上補償 (原付除く)
- ④ 運転者年齢35歳以上補償 (原付除く)

ただし、契約のお車が原付の場合、年齢問わず補償、21歳以上補償のいずれかとなります。

記名被共済者	個人	法人
運転者年齢条件が適用される方	<ol style="list-style-type: none"> ① 記名被共済者 ② 記名被共済者の配偶者 ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族 ④ 上記の方が営む業務に従事中の従業員 ⑤ 被共済自動車の所有者が法人の場合で、記名被共済者がその法人の役員等になっているときは、その法人の業務に従事中の従業員 	すべての方
	<p>上記の方が、お車を運転中の事故については、運転者年齢条件を満たす場合に限り共済金をお支払いします。</p> <p>上記以外の方が、お車を運転中の事故については、運転者年齢条件にかかわらず共済金をお支払いします。</p>	お車を運転中の事故については、運転者年齢条件を満たす場合に限り共済金をお支払いします。
補償の範囲		

運転免許資格取得に対する自動補償

記名被共済者が個人のご契約で、運転者年齢条件に該当しない方が運転中の事故についても、以下の①から③までの条件をすべて満たす場合に限り対人賠償・対物賠償共済金※1を支払います。

- ① 事故を起こされた時に、ご契約のお車または他の自動車※2を新たに運転免許を取得された方が運転していること。
- ② 事故の発生が①の新たに免許を取得された方の免許取得日の翌日から起算して30日以内の日であること。
- ③ ①の新たに免許を取得された方の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、運転者年齢条件の変更または削除のお手続きをいただき、免許取得日以後の期間※3に対する追加共済掛金をお支払いいただくこと。

※1 セットされた他の特約のうち、被共済者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金を支払う場合に適用される特約を含みます。

※2 他車運転特約※2に規定する他の自動車をいいます。

※3 免許取得日が共済期間の初日以前である場合は、共済期間とします。

運転者家族限定特約

お車を運転中の事故で、次の方々が運転される場合に限り共済金をお支払いします。(3%割引)

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様 (婚姻歴のない方)

運転者本人・配偶者限定特約

お車を運転中の事故で、記名被共済者またはその配偶者の方が運転される場合に限り共済金をお支払いします。(7%割引)

臨時費用特約

ご契約者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死亡したり、後遺障害が生じたとき、および医師による治療を4日以上要する場合に、見舞費用等として共済金をお支払いします。

●お支払い共済金の額(1事故・被害者1名あたり)

被害者の状態	共済金の お支払限度額	お支払する共済金		
		定額払共済金	実損払共済金	
死亡の場合	50万円	15万円	被共済者が 実際に支払 った見舞金 等の費用	
後遺障害の場合※	50万円	15万円		
傷害に対して 医師の治療を要した 場合	治療 日数	181日以上		3万円
		91日以上		
		31日以上		
		15日以上		
	4日以上	1万円	1万円	

※臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款(別表1) 後遺障害等級表に記載の後遺障害第1級、第2級および第3級のいずれかに該当する後遺障害をいいます。

●お支払い対象者…損害賠償責任を負われる方(マイカーを運転時の事故の場合、通常運転者にお支払いします。)

●運転者に関する条件…運転者の範囲設定に関する特約(運転者年齢条件特約)がセットされている場合で、条件外の方が起した対人賠償事故の場合は、対人賠償共済からは共済金をお支払いできませんが、臨時費用共済金はお支払いします。

初回共済掛金の口座振替に関する特約 キャッシュレス

共済契約のお申し込みと口座振替依頼書の提出を共済期間の始期日の属する月の前月末までに行っていただく場合、ご契約時の初回共済掛金を現金でお支払いいただく必要はありません。初回共済掛金は、共済証書に記載されている所定の払込期日(金融機関所定の振替日)にご指定の口座より振り替えさせていただきます。補償は共済契約始期日より開始されます。

共済掛金分割払特約

共済掛金の払込回数を5・10・11回からお選びいただけます。初回共済掛金はご契約と同時にいただきますが、2回目以降の共済掛金は共済証書記載の毎月所定の払込期日までにお払込みください。(口座振替払の場合は、金融期間所定の振替日になります。)ただし、分割払いの共済掛金は一時払いに比べて、お払込み方法の別により5%または10%割増された金額になります。

各種の割引制度

ノンフリート契約

フリート契約共通

お車の装備やご契約の条件により共済掛金を割引します。
ご利用いただくには、別途要件がございますので、詳細は代理所または当組合までお尋ねください。

自動車に関する割引制度

新車割引 自家用3車種

初年度登録(検査)年月から共済契約始期年月までの経過月数が25ヶ月以内のお車に適用します。

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	9%割引				6%割引
自家用軽四輪乗用車	8%割引	—	20%割引	20%割引	—

エコカー割引 3%割引 自家用3車種

ご契約のお車が電気自動車※1、ハイブリッド車※2または圧縮天然ガス自動車※3のいずれかの場合で、初年度登録(検査)年月から共済契約始期年月までの経過月数が13ヶ月以内のお車に適用します。

- ※1 電気自動車とは、自動車検査証の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車
- ※2 ハイブリッド車とは、自動車検査証の「備考」欄に「***式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載のある自動車
- ※3 圧縮天然ガス自動車とは、自動車検査証の「燃料の種類」欄に「CNG」と記載のある自動車

福祉車両割引 3%割引

ご契約のお車が消費税の優遇される対象自動車(「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」)である場合に適用します。(エコカー割引と福祉車両割引の両方を重ねて適用することはできません。)

共済契約に関する割引制度

ご契約のお取扱方法には、ノンフリート契約およびフリート契約があります。
ノンフリート契約およびフリート契約の別に、共済契約に適用される割引・割増が異なります。

お取扱	対象となるお客様	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増 ※1	
			基本	ご契約台数による割引
ノンフリート契約	ご契約台数が 9台以下のお客様		<ul style="list-style-type: none"> ●ノンフリート等級別割引・割増 ※2 (1等級～20等級) ●複数所有新規割引 (対象：自家用8車種のご契約) 	〈5台～9台をご契約の場合〉 ノンフリート多数割引(5%)
フリート契約	ご契約台数が 10台以上のお客様	A方式 (包括方式)	●フリート割引・割増 ※3	〈10台以上をご契約の場合〉 フリート多数割引(10%)
		B方式 (個別方式)	<ul style="list-style-type: none"> ●ノンフリート等級別割引・割増 ※2 ●フリート新規契約等級 ※4 	

- ※1：割引・割増は、臨時費用特約、弁護士費用特約および原付バイク特約の共済掛金には適用されません。
- ※2：共済金の支払対象事故が起こった場合は、継続されるご契約の等級が事故1件につき3つ下がります。
- ※3：「フリート割引・割増率」は、所定の計算方法により算出した損害率により決定され、前契約のない新契約を含むすべてのご契約に対しても適用されます。なお、臨時費用特約および弁護士費用特約の共済掛金と支払共済金は、前記損害率の算定には算入しません。
- ※4：「フリート新規契約等級」は、前契約のない新契約に適用されます。所定の共済成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用されている等級の合計から所定の方法で計算した後の等級をいいます。

ノンフリート等級別割引・割増

①共済期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割引・割増率

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
%	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

(注) 等級ダウン事故が発生した後に中途更改を行う場合など、(B)の「事故有」の割引率を適用する場合があります。

②共済期間の初日が平成25年10月1日～平成26年9月30日のご契約の割引・割増率

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故%	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
事故有%							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

③ 共済期間の初日が平成26年10月1日～平成27年9月30日のご契約の割引・割増率

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故%	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
事故有%							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

④ 共済期間の初日が平成27年10月1日以降のご契約の割引・割増率

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故%	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有%							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

新規ご加入の場合

共済期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割引・割増率

	等級	割引・割増率(%)	
年齢条件対象外のお車	6D	0	割引
35歳以上補償	6G	5	
30歳以上補償	6E	5	
26歳以上補償	6C	5	
21歳以上補償	6B	10	割増
年齢を問わず補償	6A	25	

共済期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約の割引・割増率

	等級	割引・割増率(%)	
年齢条件対象外のお車	6D	4	割増
35歳以上補償	6G	9	割引
30歳以上補償	6E	9	
26歳以上補償	6C	9	
21歳以上補償	6B	3	割増
年齢を問わず補償	6A	28	

複数所有新規割引適用の場合

共済期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割引・割増率

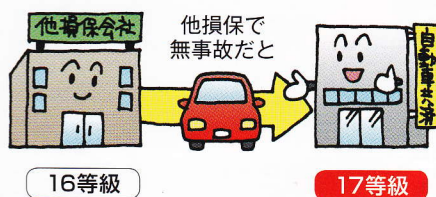
	等級	割引・割増率(%)	
年齢条件対象外のお車	7D	28	割引
35歳以上補償	7G	28	
30歳以上補償	7E	28	
26歳以上補償	7C	28	
21歳以上補償	7B	15	
年齢を問わず補償	7A	10	

共済期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約の割引・割増率

	等級	割引・割増率(%)	
年齢条件対象外のお車	7D	39	割引
35歳以上補償	7G	40	
30歳以上補償	7E	40	
26歳以上補償	7C	40	
21歳以上補償	7B	11	
年齢を問わず補償	7A	11	割増

無事故実績も引き継ぎます！

他の保険会社（JA共済・全労済等を含みます。）での無事故による割引が無駄になりません。



集団団体・従業員団体

ご契約のお取扱いには、「集団団体」および「従業員団体」の方法があります。

いずれの団体も、お取扱いに際しては所定の条件があります。詳しくは代理所または当組合にお尋ねください。

団体の別	団体の対象	共済掛金集金契約の有無	共済契約のお取扱い	団体割引 ※1	
				総契約台数による割引 (団体割引1)	共済成績による割引 (団体割引2)
団体	同一の目的により設立され、代表者の定めがあり、かつ、団体構成員が常時明確に把握されている協同組合等	あり	集団扱契約	10～19台：5% 20台以上：10%	総契約台数1,000台以上の団体が対象となります。 ※2
		なし	一般の契約のお取扱いに準じます。		
従業員団体	企業体（または官公署）に勤務し、毎月給与の支払を受けている従業員（または職員）から構成された団体	あり	団体扱契約		
		なし	一般の契約のお取扱いに準じます。		

※1：団体割引1はノンフリート多数割引、フリート多数割引と重ねて適用できません。団体割引2はフリート契約(A方式)には適用できません。

※2：「共済成績による割引(団体割引2)」とは、所定の共済成績計算期間における当該団体の損害率(お払込共済掛金の額とお支払共済金の額との比率)により決定されます。詳しくは、代理所または当組合までお尋ねください。

自動車共済のロードサービスとは

ご契約の内容によりご利用いただけるサービスの内容、および無料となるサービスの範囲が異なりますので、サービスをご利用いただく前に必ずご確認ください。

※当組合指定のロードサービス提供会社：日本ロードサービス株式会社(略称：JRS)

自動車共済ロードサービス専用
フリーダイヤル(通話料無料)

0120-80-6324

24時間・年中無休
※携帯電話からでもご利用いただけます。



ご契約のお車 ご契約内容	ご契約のお車(共済証書記載のお車)		
	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用小型貨物車 自家用普通貨物車(最大積載量0.5t超2t以下) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下) 特種用途自動車(キャンピング車)	自家用8車種 レンタカー・教習車を除く。	
サービス	ご契約の内容(注)		ご契約の内容(注)
	ご契約あり	ご契約なし	にかかわらず
緊急電話サポート	無料	無料	無料
ロードサービス	無料(一部有料)	有料	有料

(注) 人身傷害共済または車両共済をセットしたご契約とします。

1 緊急電話サポート 電話にてサービスをご提供します。

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 応急処置・修理の技術に関するアドバイス | 左記③～⑥は、自動車のトラブル時のみご利用できます。 |
| ② 電話による出張応急修理の出動手配 | |
| ③ トラブル車両保管手配 | 出張応急修理・車両搬送・車両の一時預り等に要した費用、代替交通手段の運賃等、宿泊費等はすべて、ご利用者の負担になります。 |
| ④ ご家族等への緊急連絡代行・手配の代行 | |
| ⑤ 代替交通機関(鉄道・タクシー等)の案内・手配 | |
| ⑥ 宿泊施設の案内・手配 | |
| ⑦ 24時間営業ガソリンスタンド等の案内 | |

2 ロードサービス (自宅駐車場OK)

事故や自動車の故障の際、トラブル現場に急行し、応急処置(クイックサービス)やお車のけん引・搬送等を行います。ただし、自動車共済ロードサービスをご利用になった場合に限りです。

! 下記①～⑦以外はすべてご利用者の負担になりますことご了承ください。

自家用8車種 レンタカー・教習車を除く。

自家用8車種で、(注)のご契約内容の場合、以下のロードサービスを無料でご利用いただけます。ただし、クレーン等を使用する特殊作業を伴う場合は有料となります。

- ① キー閉じ込み開錠(一般シリンダーの開錠)
- ② バッテリージャンピング
- ③ スペアタイヤとの交換
- ④ 現場対応可能な応急修理作業(現場対応が可能な30分以内の作業)
- ⑤ 落輪、脱輪の引き上げ(1輪のみの落輪・脱輪で、通常の機材での引き上げ可能なもの)
- ⑥ 事故・故障により自力走行不能となったお車のけん引・搬送(事故・故障1回につき30kmで一輪送限り)
- ⑦ ガス欠の場合は燃料10ℓを無料でお届けいたします。(1共済期間1回限り)

ご契約の変更や事故の場合などは

ご契約の変更やお車の入替などの場合には……

連絡先：ご契約の代理所または下記までご連絡ください

0120-88-6250

受付時間：365日24時間

万一の事故の場合には……

連絡先：事故受付専用フリーダイヤル
24時間

0120-24-6250

受付時間：365日24時間 いつでも、全国どこからでも通話料無料でご利用いただけます。

相談や苦情の場合には……

連絡先：「お客様相談センター」

0120-78-3261

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

! その他重要事項

- 代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。
- 自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
- 組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。
- このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものです。なお、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。また詳しくは、代理所または当組合にお尋ねください。
- ご契約者以外に補償の対象となる方(被共済者)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

東北6県のサービスセンターに配属の事故処理専門職員が、事故受付・相談・共済金(自賠責共済金も含まれます。)請求関係書類の取り揃え、作成、示談交渉を行い、責任をもって事故の解決にあたります。

事故処理サービス拠点

- 青森県サービスセンター
〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 ☎017-739-0588
- 八戸オフィス
〒031-0071 八戸市沼館3-1-12 ☎0178-71-3381
- 岩手県サービスセンター
〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 ☎019-637-5716
- 宮城県サービスセンター
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-9-15 ☎022-264-1188
- 秋田県サービスセンター
〒010-0951 秋田市山王3-1-48 山王善商ビル ☎018-824-1320
- 山形県サービスセンター
〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 ☎023-685-6166
- 福島県サービスセンター
〒960-1108 福島市成川字西谷地12-1 阿部ビル301 ☎024-539-7377
- いわきオフィス
〒970-8026 いわき市平字尼子町1-21 ☎0246-35-6430

東北自動車共済協同組合

【本部】〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL 022-264-1188 FAX 022-264-1166

● お問い合わせ・お申し込みは

あるいは直接

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号
宮城県中小企業共済協同組合

TEL 022-263-1265 FAX 022-267-2878